

令和7年第5回那珂川町議会定例会

議 事 日 程（第4号）

令和7年9月17日（水曜日）午前10時開議

- | | | |
|-------|----------------------|---|
| 日程第 1 | 認定第 1 号 | 令和6年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 2 | 認定第 2 号 | 令和6年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の
認定について (決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 3 | 認定第 3 号 | 令和6年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて (決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 4 | 認定第 4 号 | 令和6年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
について (決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 5 | 認定第 5 号 | 令和6年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につい
て (決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 6 | 認定第 6 号 | 令和6年度那珂川町水道事業決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 7 | 認定第 7 号 | 令和6年度那珂川町下水道事業決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 8 | 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙 | |
| 日程第 9 | 南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙 | |
| 日程第10 | 発議第 1 号 | 北沢地区における不法投棄の再発防止を求める要望書の提出につ
いて (議会運営委員長提出) |
| 日程第11 | 発委第 1 号 | 議員の派遣について (議会運営委員長提出) |
| 日程第12 | 議案第11号 | 那珂川町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一
部改正について (町長提出) |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

追加日程第 1 予算審査特別委員会の閉会中の継続調査について (議会運営委員長提出)

出席議員（１３名）

１番	神 場 圭 司	２番	矢 後 紀 夫
３番	高 野 泉	４番	福 田 浩 二
５番	大 金 清	６番	川 俣 義 雅
７番	益 子 純 恵	８番	小 川 正 典
９番	鈴 木 繁	１０番	大 金 市 美
１１番	川 上 要 一	１２番	小 川 洋 一
１３番	益 子 明 美		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	福 島 泰 夫	副 町 長	小 松 重 隆
教 育 長	吉 成 伸 也	総 務 課 長	加 藤 博 行
企画財政課長	谷 田 克 彦	税 務 課 長	田 角 章
住 民 課 長	金 子 洋 子	生活環境課長	久保寺 康 之
健康福祉課長	益 子 利 枝	子 育 て 支 援 課 長	加 藤 啓 子
建 設 課 長	田 邊 康 行	産 業 振 興 課 長	杉 本 篤
農 業 委 員 会 事 務 局 長	星 善 浩	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	星 学
学校教育課長	熊 田 則 昭	生 涯 学 習 課 長	斎 藤 昌 代
上下水道課長	高 野 曜 路		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	横 山 和 則	書 記	仲野谷 智 子
書 記	小 森 亮 利		

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（益子明美） ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（益子明美） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますのでご覧願います。

◎認定第1号～認定第7号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第1、認定第1号 令和6年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第2、認定第2号 令和6年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第3、認定第3号 令和6年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、認定第4号 令和6年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、認定第5号 令和6年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、認定第6号 令和6年度那珂川町水道事業決算の認定について、日程第7、認定第7号 令和6年度那珂川町下水道事業決算の認定について、以上7議案を一括議題といたします。

本件は、決算審査特別委員会に審査を付託したものであります。委員会での審査が終了いたしましたので、決算審査特別委員長よりその審査結果の報告を求めます。

決算審査特別委員長。

〔決算審査特別委員長 矢後紀夫登壇〕

○決算審査特別委員長（矢後紀夫） 決算審査特別委員会に付託されました認定第1号 令和6年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和6年度那珂川町ケ

ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和6年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和6年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和6年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 令和6年度那珂川町水道事業決算の認定について、認定第7号 令和6年度那珂川町下水道事業決算の認定について、以上7会計の決算については、令和7年9月5日から12日までの6日間、所管課長等の説明を求め、慎重に審査いたしました。

各会計決算の審査結果については、一般会計及び特別会計ごとに採決を行い、一般会計、国民健康保険特別会計については賛成多数で、ケーブルテレビ事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、水道事業、下水道事業は全員賛成で、認定すべきものと決定いたしました。

特別委員会における意見等といたしまして、所管課それぞれの審査の際に申し上げましたが、本報告については、1、各種補助金において申請件数が少なく不用額が多い状況が見受けられた。予算計上の際に適正な件数を見積もるとともに、申請件数の少ない理由を把握し、補助要件の見直しをされたい。

2、財務処理において、事務的な誤りが見受けられた。今後は財務処理等のマニュアル化によってチェック体制を構築し、再発防止に努められたい。

3、田舎暮らし体験住宅においては、設置目的以外の利用が散見されていることから、移住・定住の促進につながるよう利用規定の整備をされたい。

4、町営・町有住宅における使用料の徴収及び滞納処理においては、担当課の努力により、収入未済の改善、収納率の向上が見られた。徴収事務等の特殊勤務手当においては、業務内容に見合った手当の見直しをされたい。

5、ケーブルテレビ事業特別会計における使用料については、現年度分の収入未済が増加傾向にあることから、徴収事務を担う指定管理者への指導、監督に努められたい。

以上、5項目について意見等を付しました。

以上で報告を終わります。

○議長（益子明美） 審査結果の報告が終わりました。

これより報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

認定第1号 令和6年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議がありますので、起立により採決します。

認定第1号 令和6年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（益子明美） 起立多数と認めます。

よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第2号 令和6年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第3号 令和6年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議がありますので、起立により採決します。

認定第3号 令和6年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（益子明美） 起立多数と認めます。

よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第4号 令和6年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第5号 令和6年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第6号 令和6年度那珂川町水道事業決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第7号 令和6年度那珂川町下水道事業決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、認定第7号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

ここで、町長から発言があれば、これを許します。

○町長（福島泰夫） ただいま令和6年度那珂川町一般会計歳入歳出決算のほか各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計決算の認定をいただきまして、誠にありがとうございました。

決算審査特別委員会の中でご指摘を受けた事項、要望事項等につきましては、庁議等において検討、対応し、善処してまいりたいと考えております。

なお、令和7年度も間もなく下半期に入ってまいります。決算の結果を踏まえ、引き続き令和7年度予算の適正な予算執行に努めてまいり所存であります。

長期間にわたりまして慎重なご審議をいただきましたことに心から感謝を申し上げ、認定に対する挨拶といたします。

◎選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（益子明美） 日程第8、那珂川町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。
お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には、薄井秀雄氏、高堀孝男氏、大森新一氏、小松真理子氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました薄井秀雄氏、高堀孝男氏、大森新一氏、小松真理子氏を当選人と決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました薄井秀雄氏、高堀孝男氏、大森新一氏、小松真理子氏が選挙管理委員に当選されました。

続きまして、選挙管理委員補充員には、益子 実氏、稲澤久美子氏、高林伸栄氏、篠江智恵子氏を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました益子 実氏、稲澤久美子氏、高林伸栄氏、篠江智

恵子氏を選挙管理委員補充員の当選人と決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました益子 実氏、稲澤久美子氏、高林伸栄氏、篠江智恵子氏が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。

補充の順序は、ただいま議長において指名した順序にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、補充の順序はただいま議長において指名した順序に決定しました。

◎南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙

○議長（益子明美） 日程第9、南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

当町選出の南那須地区広域行政事務組合議会議員に1名の欠員が生じたことによる補欠選挙であります。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

南那須地区広域行政事務組合議会議員に福田浩二議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました福田浩二議員を南那須地区広域行政事務組合議会議員の当選人と決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました福田浩二議員を南那須地区広域行政事務組合議会議員の当選人に決定しました。

ただいま南那須地区広域行政事務組合議会議員に当選されました福田浩二議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

受諾されたものと認めます。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第10、発議第1号 北沢地区における不法投棄の再発防止を求める要望書の提出についてを議題とします。

提案の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 川上要一登壇〕

○議会運営委員長（川上要一） ただいま上程されました発議第1号 北沢地区における不法投棄の再発防止を求める要望書の提出について提案の趣旨説明を申し上げます。

北沢地区の不法投棄が判明してから30年以上が経過する中、県内初となる管理型産業廃棄物最終処分場の整備により、本年8月をもって北沢地区の不法投棄物の撤去が完了となり、長きにわたる町民の懸案であった問題の解決となりました。

しかしながら、不法投棄物撤去後の跡地については原形復旧にとどまるため、依然として不法投棄しやすい地形のままであるとともに、民地であることから、県や町による直接的な管理が困難な状況にあります。

北沢地区に不法投棄が二度と起こることがないように、不法投棄対策に対する取組の強化を栃木県に要望するものであります。

議員各位の賛同を賜り、議決くださることをお願い申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（益子明美） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発議第1号 北沢地区における不法投棄の再発防止を求める要望書の提出については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第11、発委第1号 議員の派遣についてを議題とします。

提案の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 川上要一登壇〕

○議会運営委員長（川上要一） ただいま提案になりました発委第1号 議員の派遣について提案の趣旨説明を申し上げます。

提案する派遣は1件でございます。毎年栃木県町村議会議長会主催により開催されます町村議会議員研修会に、本年度においても全議員を出席させるため議員の派遣についてを提案

するものであります。

議員各位の賛同を賜り、議決くださいますようお願い申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（益子明美） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第1号 議員の派遣については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第12、議案第11号 那珂川町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第11号 那珂川町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、那珂川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正による部分休業制度の

拡充に伴い、部分休業を取得した際の給与の取扱いについて関係する条例を改正するものがあります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付してあります参考資料、那珂川町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正等についてをご覧ください。

1、改正の理由であります。那珂川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正による部分休業制度の拡充に伴い、技能労務職員等の給与の減額について所要の改正を行うものがあります。

2、改正する条例名は、（1）那珂川町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例、（2）那珂川町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び（3）那珂川町下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の以上3条例であります。

3、改正の内容であります。 （1）那珂川町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例、（2）那珂川町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び（3）那珂川町下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例のそれぞれにおいて部分休業制度の拡充に伴う給与の減額について「1日2時間を超えない範囲」から「1日の勤務時間の全部または一部を勤務しないこと」へ改正するものであります。

4、施行期日は令和7年10月1日からとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第11号 那珂川町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（益子明美） お諮りします。

予算審査特別委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されています。

予算審査特別委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎予算審査特別委員会の閉会中の継続調査について

○議長（益子明美） 追加日程第1、予算審査特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

予算審査特別委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、配付しました申出書記載の事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎町長挨拶

○議長（益子明美） ここで町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） 皆さん、改めましてこんにちは。

ふだんと違いまして、ちょっと感無量の感がいたします。

私は、本年11月5日をもって町長職を退任させていただくことになりますが、本日が任期中の最後の定例会最終日になります。

先ほどは議長より身に余るお言葉をいただき、大変恐縮いたしております。

議長のお計らいによりまして、発言の機会を頂戴いたしましたので、一言ご挨拶をさせていただきます。

私は2013年、平成25年11月に町長に就任させていただいてから3期12年間務めさせていただきました。「働く喜びを実感できるまち」「我が子の笑顔あふれる成長が実感できるまち」そして、「年老いても安心して充実した生活が実感できるまち」を目指し、皆さんの声が私の知恵袋、これをモットーに町政に取り組んでまいりました。約10年の議員時代を含めすと通算22年の行政経験をさせていただきましたが、益子明美議長をはじめ同期の議員さんも数多くいらっしゃってとても心強く思っておりました。また、既に退職なさった方々を含め、多くの職員の皆さんに行政の師匠としてご指導をいただきました。

以前の議会、今回も含めてでございますが、矢後議員や大金議員の質問に答弁させていただいたように、数多くの各種施策を企画、実行するに当たりましては、町民の皆様や議員の皆様のご意見をお伺いしながら、執行部一丸となって進めさせていただきました。時には、私のわがままを実現するに当たっては、理由づけや広報、財政の面について、担当職員には大変ご苦労かけたと思っております。

2020年から始まった新型コロナウイルス感染症、えたいの知れない化け物に立ち向かっているような時代でした。町民の皆さんが町の示した日程、順番どおりワクチン接種に本当

に真剣に協力してくださいました。医療機関の少ない当町では、先生ご自身やご家族やお友達のお医者様を連れてきてくださったり、引退なさって遠くに引っ越された先生まで駆けつけてくださいました。おかげさまで常に県内一、二を争う接種率でした。昨日のことに思い出されます。5類になっても新型コロナは終息したわけではありませんが、いつの日か慌てふためいたことが歴史上の出来事の一つになる日が来ると思います。

明るい話題では、日本ハムファイターズの石井一成選手とヤクルトスワローズの星 知弥選手、どちらもプロ9年目でチームの主力として活躍しており、次の子供たちの憧れになっています。

また、サッカーの星 景虎選手は那珂川町初のJリーガーとして、J3ガイナーレ鳥取に加入し、早速試合に出場したそうであります。先日町に報告に来てくださいましたが、今後のご活躍を期待したいと思います。

2017年にこの新庁舎ができて8年になります。毎日住んでみると、木の香りは少し薄れてきた感じがしますが、初めて訪れた方は、木の香りがとってもいたしますね、こんなことを言ってくださいます。今では町民に親しまれる町のシンボルとなりました。これからも那珂川町のシンボルであり続けてほしいと思います。

思い出はたくさんありますが、少子高齢化を止められなかったことは申し訳なく思い、心残りであります。そして、落橋してしまった新那珂橋に代わる橋ができなければ、那珂川町の震災復興は終わらないとずっと申し上げてきましたが、最初は言葉や文言にすることすらはばかられた時代でしたが、やっと県のほうも理解を示してくれるようになりました。これを新しい町長さんにはしっかり引き継いでいただきたいと思います。

最後に、町民の皆様、議員の皆様の深いご理解、ご協力があつて、また、全職員の頑張りに支えられて3期12年間務められたことに改めて感謝を申し上げます。

私も先月後期高齢者になり、体力、思考能力、記憶力の衰えは実感しております。これからは一町民として、ケネディの言葉ではありませんが、町が私に何をしてくれるかを問うのではなく、自分が町のために何ができるかを問いながら生きていきたいと思います。

今年は那珂川町合併20周年であります。次の20年、30年と那珂川町の永遠の発展をご祈念申し上げ、お礼の挨拶にさせていただきます。皆様、長い間お世話になりました。本当にありがとうございました。

〔拍手〕

◎閉会の宣告

○議長（益子明美） 以上で、今期定例会の会議に付されました事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

これにて令和7年第5回那珂川町議会定例会を閉会します。

ご起立願います。

礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時32分